

鳥取県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

岩坪地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市岩坪字土居西439	1号
鳥取市岩坪字土居西433	2号
鳥取市岩坪字土居西432	3号
鳥取市岩坪字森向山1375-3	4号
鳥取市岩坪字森向430	5号
鳥取市岩坪字森向山1379-1	6号
鳥取市岩坪字森向山1382	7号及び8号
鳥取市岩坪字森向山1383-1	9号
鳥取市岩坪字森向419-1	10号
鳥取市岩坪字森向418	11号
鳥取市岩坪字森向422地先水路	12号
鳥取市岩坪字森向426-2	13号
鳥取市岩坪字森向429	14号
鳥取市岩坪字森向428	15号
鳥取市岩坪字土居西448	16号
鳥取市岩坪字土居西446-1	17号
鳥取市岩坪字土居西445	18号
鳥取市岩坪字土居西444	19号